

弁護士会の

生活保護ホットライン

生活保護に関して、お困りの方へ
無料電話相談を行います。お気軽にお電話ください。

例えばこのような相談に弁護士がお答えします。

○生活保護申請書が貰えない

○申請窓口で次のように言われた。

「家族に援助してもらいなさい」「生活保護ではなく別の制度を利用しなさい」

「頑張って仕事を見つけなさい」「所持金がなくなってから来なさい」「自動車を処分しなさい」

「ホームレスでは生活保護は受けられない」「借金があると生活保護は受けられない」

「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」

「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」「住宅扶助の基準が変わったので安いところに転居しなさい」

生活保護に関することなら何でもお気軽にどうぞ。弁護士がご相談に応じます。

2017年 12月13日(水)

10時～16時



0120-158-794

相談日に長崎県弁護士会（長崎市栄町1-25-4階）
に設置する臨時電話。通話料無料。携帯・PHSからも
つながります。



主催：長崎県弁護士会・日本弁護士連合会

お問い合わせ先 長崎県弁護士会（電話 095-824-3903）